

11. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績
(平成27年度～令和6年度)

【犯罪被害者支援業務の概要】

- 犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行う。
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内(紹介、取次ぎ等)(総合法律支援法第30条第1項第8号ロ)
 - (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供(同項第8号イ)
 - (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介(同項第8号)
 - (エ) DV等被害者法律相談援助業務(同項第5号)
 - (オ) 被害者国選弁護関連業務(同項第6号の一部)
 - (カ) 被害者参加旅費等支給業務(同項第9号)



○ 犯罪被害者相談件数

・問合せ対応実績

(単位：件)

	コールセンター	地方事務所
平成27年度	13,056	13,380
平成28年度	12,014	13,825
平成29年度	13,461	12,717
平成30年度	15,145	14,035
令和元年度	15,343	11,262
令和2年度	14,309	10,768
令和3年度	15,908	12,108
令和4年度	20,889	14,644
令和5年度	23,363	15,481
令和6年度	17,028	11,178

(注) 令和6年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

・DV等被害者法律相談援助実績

(単位：件)

	相談実施件数
平成29年度	141
平成30年度	809
令和元年度	832
令和2年度	983
令和3年度	972
令和4年度	1,292
令和5年度	1,570
令和6年度	1,351

(注1) 本制度は、平成30年1月から開始した。

(注2) 令和6年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

【総合法律支援法第30条第2項業務の概要】

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託により、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務を行っている。
この日本弁護士連合会委託援助業務のうち、犯罪被害者及び子どもを対象として、次の業務を行っている。

- (1) 犯罪被害者法律援助
生命、身体等一定の犯罪被害者について、被害届の提出や告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述援助、犯罪被害者等給付金申請、報道機関への対応・折衝等
- (2) 子どもに対する法律援助
児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子どもについての行政機関(主に児童相談所)との交渉代理や、虐待を行う親との交渉代理、児童虐待について刑事告訴手続の代理等

	犯罪被害者	子ども
平成27年度	1,319件	242件
	128,866千円	29,827千円
平成28年度	1,444件	268件
	146,094千円	32,531千円
平成29年度	1,470件	334件
	163,328千円	35,679千円
平成30年度	1,625件	408件
	179,375千円	48,455千円
令和元年度	1,645件	406件
	181,836千円	52,616千円
令和2年度	1,687件	405件
	191,996千円	51,576千円
令和3年度	1,824件	490件
	203,031千円	61,281千円
令和4年度	1,856件	415件
	210,877千円	54,242千円
令和5年度	2,189件	379件
	234,268千円	52,302千円
令和6年度	1,920件	363件
	201,785千円	48,338千円

(注1) 令和6年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

(注2) 件数は援助申込の受理件数であり、金額は援助の開始時に支払われた報酬及び費用、最終時に追加支出した費用の総額である。